

令和6年度福岡市雇用対策協定に基づく実施計画

福岡市

- ・「就労相談窓口」において、就職相談などを実施し、就職支援を行う。
- ・博多区の就労相談窓口にミドル世代を対象とした相談窓口を設置し、就職相談や求人開拓、セミナー開催等による支援を行う。
- ・若年求職者を対象とした、心理的サポート（臨床心理士による個別相談やグループカウンセリングなど）を実施する。
- ・正社員就職希望者に対し、正社員求人の開拓・紹介・心理的サポートなどを行う。
- ・大学等新卒者、既卒者支援のために合同会社面談会を共同開催する。
- ・福岡都市圏の大学新卒者等について、福岡市が参画する福岡未来創造プラットフォームと合同会社説明会を共同開催し、地場企業とのマッチングの機会をつくる。

- ・福岡市立ひとり親家庭支援センターでの就業相談、職業紹介の実施及び「ひとり親家庭自立支援給付金事業」の活用等を推進する。
- ・再就職を希望する女性を対象とした就職支援セミナーを実施する。
- ・起業を目指す女性に講座や情報提供を行い、女性の起業支援を行う。
- ・社会貢献優良企業優遇制度など次世代育成、男女共同参画を支援する事業を実施する。

- ・「シニア・ハローワークふくおか」の窓口での定期的な就業相談や年金などライフプランに関する相談を実施するほか、福岡商工会議所ビル内でセミナーなどを実施する。
- ・高齢者及び企業に対し、アウトリーチ型の取組を展開し、高齢者の就業を支援する。
- ・市の事業に参加した求職者や求人企業をシニア・ハローワークふくおかやハローワークにつなぐ。

- ・福岡地域の雇用促進面談会・障害者対象合同企業説明会を共催する。
- ・特別支援学校を対象に職場実習のための事業所面接会を共催するとともに、企業、保護者、教員対象セミナー等を実施する。
- ・福岡市立障がい者就労支援センターにおいて、障がい者やその家族への個別支援や、就労移行支援事業所等への支援、民間企業への啓発・助言などを行う。

- ・支援対象となり得る者を支援候補者として選定し、常設窓口等へ支援要請を行う。
- ・ハローワークと連携して生活保護受給に至らない者等の支援を行う。
- ・ハローワークと連携した常設窓口を含め、ワンストップ型の支援体制の整備に努める。
- ・自立相談支援事業を実施する。
- ・市は労働局・ハローワークの当該事業に基づく各種支援、職業訓練等への誘導・選定に係る協力を行う。

連携して取り組む雇用施策

若年者の就職促進、自立支援対策の推進

- ◆新卒者、既卒者に対する就職支援を連携して実施する。
 - ◆就職氷河期世代を含むフリーター等の正社員就職を支援し、若年無業者等の若者に対する職業的自立を支援する。
 - ◆「シティハローワークはかた」において、「福岡市就労相談窓口事業」と職業相談・職業紹介を一体的に実施する。
- 《目標》 新規高卒者の就職内定率
99.4%以上（R5年度実績：99.4%）
- 《目標》 若者の常用雇用者数
2,021人以上（R5年度実績：2,021人）

子育て女性等に対する就職支援の推進

- ◆相互の連携により子育て女性等の就職支援を実施する。
- 《目標》 子育て中等の求職者支援数
4,450人以上（R5年度実績：4,401人）
- マザーズハローワーク・コーナーで担当者制による就職支援数 2,000以上
(R5年度実績：1,955人)
- 就職率 95.9%以上
(R5年度実績：97.8%)

高齢者に対する就職支援の推進

- ◆シニア・ハローワークふくおかにおいて、相互連携により、高齢者に対する就業支援や就業のきっかけづくり、企業に対する高齢者雇用の働きかけを行う。
- 《目標》 新規支援対象者数
前年度実績383件以上
- 就職件数
前年度実績142人以上

障がい者に対する就労支援の推進

- ◆福祉・教育から雇用への移行を一層推進するため、市が策定した福岡市障がい保健福祉計画を踏まえながら、各分野の関係機関のネットワークを活用した就労支援の強化を図る。
- 《目標》 福岡地域のハローワークを通じた
就職件数 2,301人以上
(R5年度実績：2,301人)

生活保護受給者などの生活困窮者に対する就労支援の推進

- ◆生活保護受給者等の生活困窮者を広く対象に、一体となった就労支援体制の整備に努め、早期支援を徹底するなど、就労支援を強化する。
- 《目標》 令和6年度生活保護受給者等就労自立支援事業実施計画書で別に定める

福岡労働局

- ・高校新卒者支援のため、市と実行委員会を構成の上、就職面談会を開催し、就職を支援する。
- ・大学等新卒者、既卒者支援のために合同面談会を共同開催する。
- ・市と共同して新卒者のために事業主団体等に求人要請を行う。
- ・就職氷河期世代活躍支援「ふくおかプラットフォーム」を運営し、市との連携体制を構築する。
- ・市が行う就労相談窓口事業及び福岡若者サポートステーションが行う事業の周知・誘導のため連携する。
- ・ハローワーク（ミドル世代サポートコーナー）において担当者制による就職支援、職場定着支援を行う。

- ・市及び関係機関が行う支援メニューを周知し、誘導を行う。
- ・マザーズハローワーク及びマザーズコーナーにおいて、担当者制による個別支援を行う。
- ・マザーズハローワークにおいて、子育て女性等を対象にしたセミナーを開催する。
- ・ひとり親や出産・育児によるブランクがある女性に対し公的職業訓練への誘導・あっせんを行う。

- ・シニア・ハローワークふくおかを運営する。
- ・高齢者を対象に、職業相談、職業紹介や求人情報の提供、各種支援制度に係る情報提供等を行う。
- ・市からの紹介等を受けた企業に対して、高齢者雇用に関する助言や求人受取等を行う。
- ・あらゆる広報媒体を活用して、シニア・ハローワークふくおかを積極的に周知し、求職者の利用促進を図る。

- ・福岡地域の雇用促進面談会・障害者対象合同企業説明会を共催する。
- ・特別支援学校を対象とした職場実習のための事業所面接会を共催する。
- ・福岡市立障がい者就労支援センター、発達障がい者支援センターと連携して、就職等支援及び必要な事業所支援に努める。

- ・新たに生活保護を開始する者、生活保護の受給に至らない者等の個別就労支援を行う。
- ・福祉事務所に設置する常設窓口により、ワンストップでの就労支援を行う。
- ・市が実施する自立相談支援事業との連携・周知に努め、支援対象者に対する就労支援を行う。
- ・区役所内にパンフレットラックを設置し職業訓練情報を提供する。

福岡労働局

令和6年度福岡市雇用対策協定に基づく実施計画

福岡市

連携して取り組む雇用施策

福岡労働局

- ・就労相談窓口において、就労相談等を実施する。
- ・博多区の就労相談窓口にミドル世代を対象とした相談窓口を設置し、就職相談や求人開拓、セミナー開催等による支援を行う。
- ・就労相談窓口を利用する求職者に対し、心理的サポート(臨床心理士による個別相談やグループカウンセリングなど)を行う。
- ・就労相談窓口やアミカス事業利用者に、ハローワークに関する情報提供及び誘導を行う。
- ・就職支援セミナーなどの各種講座や情報提供を実施し、就職を支援する。

一体的実施事業の取組の推進

◆「就労相談窓口事業」と「シティハローワークはかた」において職業相談・職業紹介を一体的に実施する。

◆「就労相談窓口事業」、「アミカス事業」と「シティハローワークみなみ」において、国の職業相談・職業紹介を一体的に実施する。

《目標》

○シティハローワークはかた

利用者数 11,650人 (R5年度実績:11,500人)

就職者数 500人 (R5年度実績:501人)

○シティハローワークみなみ

利用者数 15,610人 (R5年度実績:15,619人)

就職者数 820人 (R5年度実績:829人)

- ・「シティハローワークはかた」、「シティハローワークみなみ」は、市が行う「就労相談窓口事業」、「アミカス事業」と連携し、対象者を相互に誘導、就職支援を行う。
- ・担当者制による個別支援を行い、就職を支援する。
- ・「シティハローワークはかた」、「シティハローワークみなみ」について、積極的に周知し、求職者の利用促進を図る。

- ・労働局が開催する事業主向けセミナーの周知広報を行う。
- ・外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉等の生活に係る相談場所に迅速に到達できるよう「福岡市外国人総合相談支援センター」を設置し、情報提供及び相談を多言語で行い、状況に応じハローワーク等の関係機関への取次ぎを行う。
- ・留学生と地場企業等のマッチングを行い、採用試験を兼ねた就業体験を実施し、就職を支援する。
- ・企業に外国人材を受け入れる際の手引き(チェックリスト)の周知広報を行い、企業の外国人材活用を支援する。

地域における外国人の就労支援等の推進

◆市と労働局は、情報共有や相互連携を図りながら、特定技能外国人をはじめとする外国人労働者の適切な雇用管理・環境整備、就労等支援等を行う。

- ・就職ガイダンスの開催等により留学生への就労支援を行う。
- ・事業主向けセミナーにより集团的企業支援を行う。
- ・外国人雇用管理アドバイザー等による個別企業への支援を行う。
- ・外国人労働者と地元企業とのマッチングを行い、市の生活関連情報等を周知し、状況に応じ「福岡市外国人総合相談支援センター」へ誘導する。

- ・企業における労働市場情報や人材ニーズに関する情報をハローワークへ提供する。
- ・融資制度の円滑な運用と経営相談を実施する。
- ・新しい産業の創出や地場企業の活性化、企業等の立地や誘致等により、雇用の受け皿を創出する。
- ・企業に外国人材を受け入れる際の手引き(チェックリスト)の周知広報を行い、企業の外国人材活用を支援する(再掲)。
- ・経営層向けセミナーや採用担当者向け勉強会を開催し、市内中小企業の効果的な採用を支援する。
- ・福岡都市圏の大学新卒者等について、福岡市が参画する福岡未来創造プラットフォームと合同会社説明会を共同開催し、地場企業とのマッチングの機会をつくる。(再掲)

雇用創出・雇用確保に向けた取組の推進

◆市が行う雇用創出、企業誘致の取組による人材ニーズについて、ハローワークにおいて、求職者とのマッチングを行うとともに、対象企業に対しては雇用関係助成金の周知を行う等、人材確保支援を行う。

- ・市の要請に基づき、地域の雇用情勢などの情報提供を行う。
- ・企業誘致の際は、雇用関係助成金の周知等を行うとともに、人材確保を支援する。
- ・対象企業に対し、雇用関係助成金について周知を行うこと等により、人材確保を支援する。